

# 新型コロナウイルス感染症対策広報 R4.1.25

町民の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

北海道内では各地で急速に感染が拡大していることから、全道を対象とした『まん延防止等重点措置』が適用される予定です。

標茶町においても多数の感染事例を確認しているため、以下の町内公共施設において利用制限を行うことを決定いたしました。

町民の皆様におかれましても、基本的な感染防止対策を徹底し、感染拡大防止にご協力くださいますよう、お願いいたします。

## 【利用制限】 まん延防止等重点措置期間中

	施設名	内容
社会教育施設等	農業者トレーニングセンター 武道館 ふれあいプラザゆう 多目的運動広場スケートリンク 野外アリーナ	○高校生以下（保護者同伴を含む）の利用は原則休止（注1）
	各酪農センター 塘路住民センター 茶安別農村環境改善センター	○上記と同じ ※学童保育の利用は通常通り
	学校開放事業（体育館・グラウンド）	休 止（注1）

◎上記に記載のない施設等については、通常通り利用することができます。

（注1）…高校生以下の利用は、部活動、少年団等の活動で全道・全国大会に繋がる大会に参加するための練習に限り、施設（学校開放を含む）の使用を許可します。使用する場合は、事前に大会等の開催要項を添付して申請してください。なお、練習については、各団体で厳選（感染対策に配慮し、活動時間や参加人数の削減、活動内容の工夫など）して行ってください（申請先は体育施設・学校開放については農業者トレーニングセンター、酪農センター等については所管する公民館）。

## 小中学校の部活動について

標茶町を含む釧路管内小中学校の部活動については、当面の間、原則休止となります。

思いやりの  
ある行動を！

感染が拡大する中、不安をお持ちの方も多いと思いますが、“コロナ対策”の“つもり”が過剰な対応をしていませんか？  
悪意のない言動が、人権侵害につながる可能性があります。  
思い込みを避けて、正しい情報を確認し、過剰な反応は控え、冷静に思いやりをもって行動しましょう。

（裏面もあります）

# 北海道におけるまん延防止等重点措置の概要

## 1 行動変容の要請

措置内容の詳細については、北海道ホームページをご確認ください

### 外出 移動

- 混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控える

### 飲食

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える
- 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する

## 2 飲食店等への要請

### ●営業時間及び酒類提供

【認証店】① 営業時間は5時から21時まで、酒類提供は11時から20時まで 又は

② 営業時間は5時から20時まで、酒類提供を行わない

※協力金 ①の場合：中小企業等1日あたり2.5～7.5万円、大企業1日あたり最大20万円

②の場合：中小企業等1日あたり3～10万円、大企業1日あたり最大20万円

【非認証店】営業時間は5時から20時まで、酒類提供行わない

※協力金：中小企業等1日あたり3～10万円、大企業1日あたり最大20万円

### ●同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない

### ●カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

## 3 イベントの開催制限

### ●人数上限及び収容率

【感染防止安全計画策定】人数上限 20,000人、収容率 100%以内

【それ以外】人数上限 5,000人、収容率 50%（大声あり）または 100%（大声なし）

※対象者全員検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用を行わない

### ●営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで

## 4 大規模な集客施設などへの要請

### ●入場者の整理などの感染防止対策を実施する

### ●カラオケ設備の提供を行う場合、密を避ける、換気の確保などの感染対策を徹底する

## 5 事業者への要請・協力依頼

### ●在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤等を推進する

### ●事業継続計画（BCP）の点検・策定など、事業継続に支障が起きないための準備に取り組む

## 6 公立施設

### ●業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、入場者の整理など感染防止対策を徹底する

## 7 学校への要請

### ●修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討し、道外の緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域は旅行先としない

### ●部活動は、活動を厳選し、感染対策徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する

＝ご不明な点やご相談はこちらまで＝  
標茶町感染症危機管理対策本部事務局

標茶町役場住民課環境衛生係 電話：485-2111（内線 126・127）【役場ホームページ】【役場公式LINE】

